

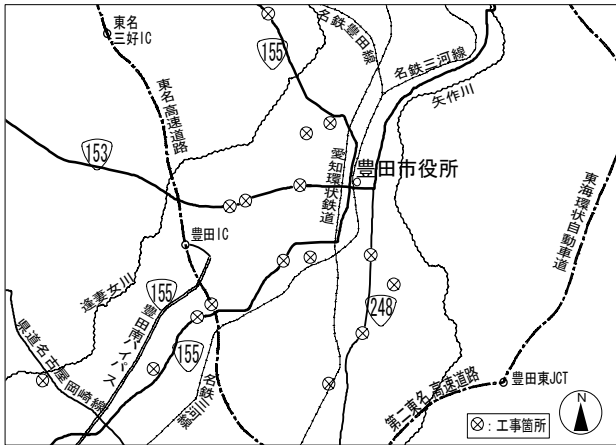
1 工事箇所

<p>豊田地区</p> <p>[国道]153号、155号、248号</p> <p>[市道]堤竹1号線、平戸橋土橋線、旧豊田安城3号線、鴛鴨弥栄2号線、京塚根大西線、新生三枝立体交差橋、豊田刈谷1号線、高橋細谷線</p>
---

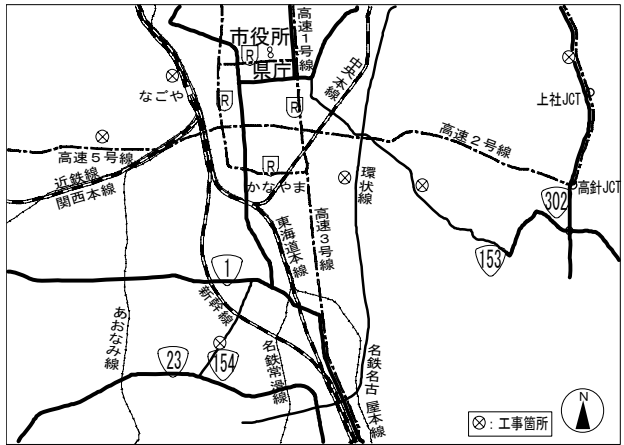
<p>名古屋地区</p> <p>[国道]154号、302号</p> <p>[市道]駅裏南北線、中村稲永線、紅梅町線、伊勝第47号線</p>
---

2 位置図

(豊田地区)



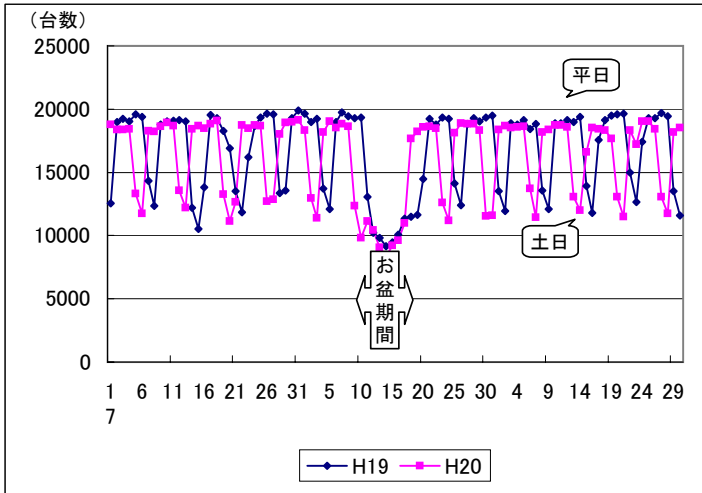
(名古屋地区)



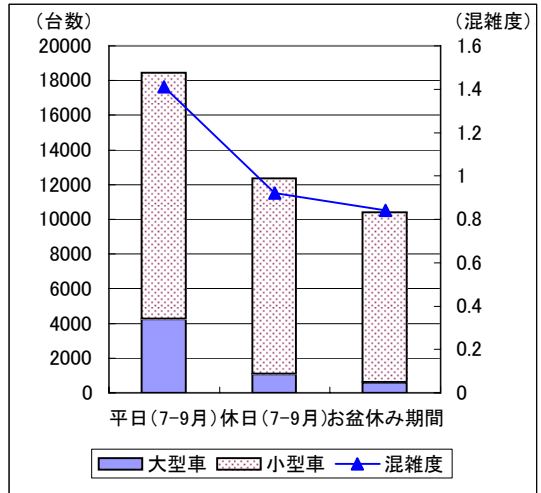
3 お盆期間の交通特性

国道155号

○7～9月の交通変動 (常時交通量観測データ)



○お盆期間の交通特性 (常時交通量観測データ)



# 路上工事の改善に向けて

## 1. 背景・目的

愛知県民を対象に、路上工事への不満についてアンケート調査(H20.2実施)を実施したところ、県民の約80%が日常的に不満を感じており(図-1参照)、その不満は多車線道路から生活道路まで様々な道路で行われている路上工事に対して向けられていることが分かった。(図-2参照)

このことから、愛知県内すべての路上工事の改善を目的とした路上工事対策会議を設立し、これまでの路上工事対策の改善と新たな対策の推進について検討している。

路上工事対策会議では、時期・時間帯に関する事業者間の調整(現在の占用調整会議で実施)のほかに、1月～3月に見られる工事集中の緩和(県全体の取組)や、地域特性にあわせた工事抑制・交通量の少ない特定時期の工事を集中させる(地域での取組)など、これまでの基準等の見直しを含めた路上工事対策について検討している。

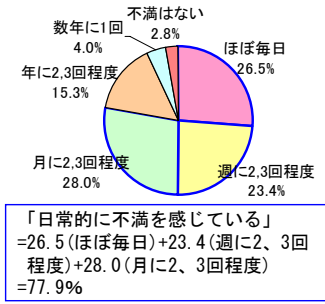


図-1 路上工事に対する不満の発生頻度

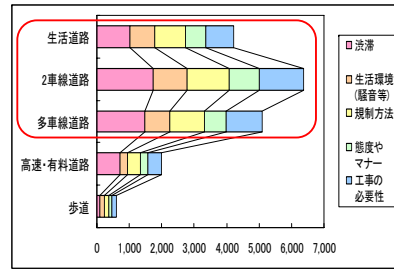


図-2 道路の種類別の不満度得点

## 2. 組織の設立について

路上工事対策会議では、地域特性を考慮した路上工事対策が重要と考え、県内の県土木事務所単位に、地域路上工事対策会議を設立することとし(図-3参照)、現在は名古屋、豊田加茂地域に地域版の対策会議が設立されている。

地域版の対策会議では、県内全域を対象とする愛知県路上工事対策会議で決定した方針に基づき、地域内の路上工事の改善について検討する。

具体的には、①抑制期間・工事集中期間の設定、②時期・時間帯の調整、③各工事の対策実施状況の取りまとめが主な検討内容である。

なお、地域路上工事対策会議の検討内容が、現在の占用調整会議で実施している内容と部分的に重複することから、新たに組織を立ち上げるのではなく、既存組織を活用しても問題ない。

ただし、上部組織である愛知県路上工事対策会議との連携等は必要となる。

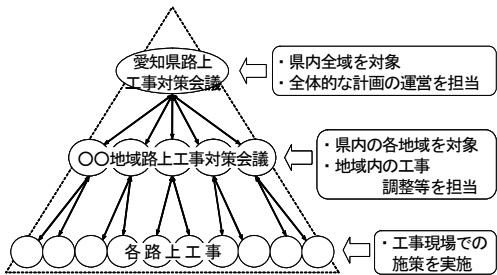


図-3 路上工事対策会議の組織

## 3. 現在、導入・検討している路上工事対策

現在、導入・検討している路上工事対策を以下に示す。

### (1) 実態把握調査

路上工事に対する県民意識の把握や、平準化等の対策推進に対する意見収集を目的に、H19、H20年度にWebアンケートを実施した。(表-1参照)

県民の意識調査や新たな対策の導入にあたっての意見収集を目的としたアンケートは、今後も定期的実施する予定であり、路上工事対策会議に参画した場合には、これらの結果を共有でき、自治体独自の路上工事対策を検討するにあたっての基礎資料を得ることができる。

表-1 Webアンケートの概要

	H19年度	H20年度
被験者	愛知県内に在住または、県内に通勤・通学している方 月に数回以上、自動車を運転している方	
サンプル数	2,500	1,500
調査内容	道路の種類別にどんな不満があるのかを調査 路上工事対策(標示板の設置、情報提供)の認知状況を調査	平準化の推進に賛成かどうかを調査 工事抑制期間の見直しに賛成かどうかを調査

### (2) 広報活動

県民アンケート結果から、「工事の必要性」に対する不満が大きいために、工事の必要性や路上工事に対する理解を深めて頂くための広報について検討している。

H21年度は、記者発表による新聞への掲載と工事現場における看板設置(図-4参照)により、工事集中と対策会議のPRを行った。

現在、他のメディアの活用や広報の内容について検討しており、路上工事対策会議に参画した場合には、自治体独自の取組(地域イベント時の工事抑制など)のPRが実施可能となる。

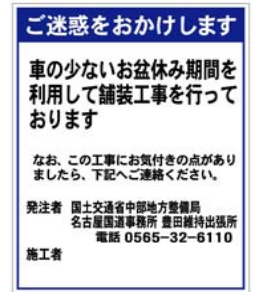


図-4 工事集中実施時に設置した看板

### (3) 路上工事の選択と集中

これまで直轄国道では、GW、お盆、年末年始、3月を工事抑制期間と設定し、一律に工事を抑制してきたが、交通量が少ない時期に工事を抑制する必要性は低いことから、上記の抑制期間を見直し、地域特性を考慮した工事実施時期を検討している。

現段階で、工事集中・抑制期間として設定した期間を右に示す。この対策により、地域特性や交通特性に合わせた工事が実施できるほか、本対策は積極的に広報することとしており、道路利用者に対するイメージアップが期待できる。

**実施中の工事集中・抑制期間**

【工事集中】

- ①豊田加茂：自動車工場周辺のGW、お盆、年末期間
- ②名古屋市：工場地域周辺のお盆期間

【抑制期間】

- ①豊田加茂：香嵐溪の紅葉シーズン

### (4) 規制方法の改善

道路利用者から道路管理者に対して寄せられる行政相談の中で、規制方法に関する行政相談が多い。(自治体の行政相談では最多)直轄国道に寄せられた行政相談では、看板の内容・位置・数や車線規制時のテープ不足に関するものが多かったため、現在の設置基準(道路工事保安施設設置基準(案)S47.2)で定められていない規制方法について検討している。

この対策は、道路利用者からの行政相談に対応したものであり、道路利用者の不満軽減に直結すると考える。

### (5) 路上工事の平準化

現在、1月～3月に工事が増加する傾向にあることから、年間を通じた工事の「平準化」に取り組んでいる。(図-5参照)

具体的には、各機関の予算制約等の範囲内で平準化に取組むほか、道路管理者工事が実施できない期間については、占用工事を集中的に行うことなどを検討しており、道路管理者と占用企業が共同し、全体としての「平準化」を目指している。

この対策により年度末の工事渋滞が減少することから、「年度末に工事が集中している」といった県民の不満を軽減でき、路上工事に対する理解が得られると考える。

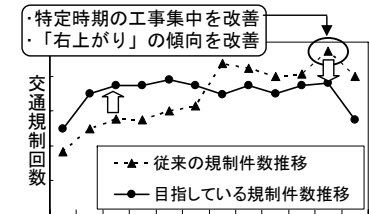


図-5 規制件数推移のイメージ